三郷町耐震改修促進計画　概要版

1　耐震改修促進計画について

■　計画の目的と期間

三郷町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、本町において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減、町民の生命と財産の保護に努めるため、県及び建築関係団体等と連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するために策定するものです。

本計画の期間は、令和３年度から令和７年度までの５ヶ年とします。

■　対象建築物

対象とする建築物は、次に示すものとします。

種　類	内　　容
住宅	戸建住宅、共同住宅等、全ての住宅を対象
民間及び町有の 特定既存耐震不適格建築物	「耐震改修促進法」第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、民間及び町が所有する建築物
地震発生時に通行を 確保すべき道路の沿道建築物	避難路、通学路等避難所に通ずる道路等、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路
建築物に附属する ブロック塀等	倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀等

■　想定する地震

本町において大きな被害を及ぼすと想定される内陸型地震（生駒断層帯地震・中央構造線断層帯地震）と、海溝型地震である東南海・南海地震同時発生のケースを想定します。

【想定される地震の規模】

区　分	生駒断層帯地震	中央構造線断層帯地震 （金剛山地東縁）	南海トラフ地震
地震の規模 （マグニチュード）	7.0　～　7.5 程度	6.9 程度	同時発生で 8.5 前後
震源断層の長さ	約 38 km	約 23 km	―
今後 30 年以内の 発生確率	ほぼ０ ％　～　0.2　％	ほぼ０ ％　～　５ ％	70～80%
※　地震発生時　　予測時期　：　冬季 予測時間　：　平日午前 5 時（全被害） 予測時間　：　平日午後 6 時（火災による被害）			

（出典：第２次奈良県地震被害想定調査報告書（H16.10）、地震調査研究推進本部・長期評価結果（R2.1））

2　耐震化の現状と目標設定

耐震化の現状やこれまでの本町の取り組み等を踏まえ、耐震化率の目標（令和 7 年度末）を以下のように定めます。

■ 住宅

現状（令和 2 年度）
84%

→

目標　令和 7 年度までに
95%　以上を目指します
・令和 12 年度までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消します

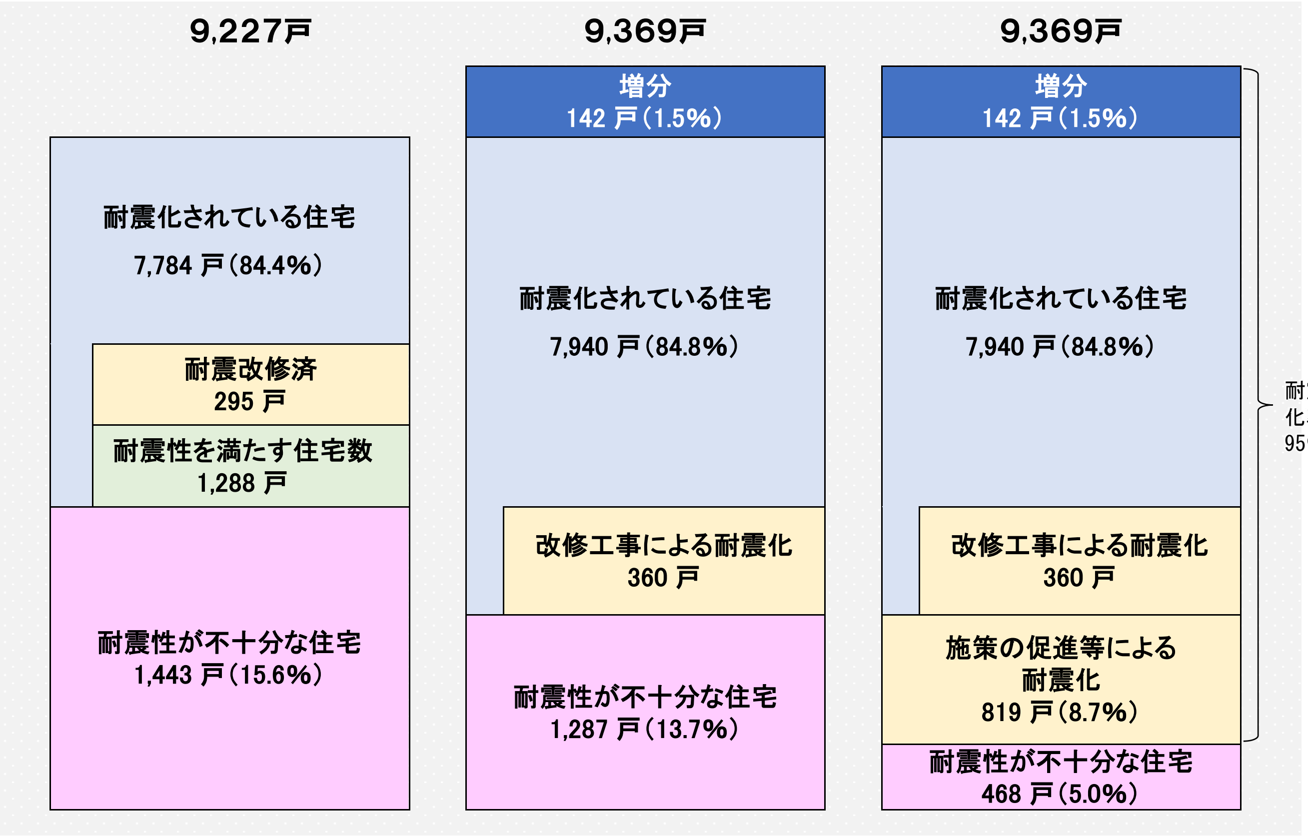

■ 特定既存耐震不適格建築物

現状（令和 2 年度）
92%

→

目標　令和 7 年度までに
95%　以上を目指します

■ 町有建築物

現状（令和 2 年度）
94%

→

目標　令和 7 年度までに
100%　を目指します

3　住宅･建築物の所有者等と町の役割

住宅・建築物の所有者等の役割	◆住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、耐震診断・耐震改修や建替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。
本町の役割	◆優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。
建築関係団体等の役割	◆住宅･建築物の耐震化に関する技術の向上･開発に努めるとともに、住宅･建築物の所有者等が気軽に相談できる体制の構築に協力し、耐震診断、耐震改修や建替え等による耐震化の促進に寄与することを基本とします。

4　耐震診断･改修を図るための支援策等

耐震診断

■昭和 56 年以前の木造住宅について、住宅の所有者からの申請に基づき、本町が技術者を派遣し、耐震診断を行う事業を平成 18 年度より実施しており、今後さらなる充実を図ります。

耐震改修

■平成 25 年度より耐震性が不十分である建築物の耐震改修に要する費用の一部を補助する「既存木造住宅耐震改修支援事業」を実施していますが、今後も町の財政状況等を考慮しつつ継続的に実施していきます。

耐震シェルター等の設置

■大がかりな耐震改修が出来ない場合など、家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保し、生命を守ることが出来る「耐震シェルター」を設置する人に対して費用負担を軽減するための設置工事補助事業を実施しており、今後も財政状況や利用動向を考慮しながら拡充について検討していきます。

■防災ベッドや耐震テーブルによる安全確保についても情報提供を行います。

耐震改修を行うための環境整備

■都市建設課を相談窓口として、このような相談があった際に適切に対応できるよう、税制、助成制度等の説明や、専門家・事業者の紹介体制の整備を行います。

- 耐震改修等に関する相談体制の充実
- 技術者の紹介
- 信頼できる耐震改修事業者等の情報提供

5　地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

■ブロック塀等の倒壊防止対策

- ブロック塀、ベランダ及び屋根等、住宅の危険度の点検や補強方法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全確認を促すとともに、防災意識の向上を図っていきます。
- 学路や避難路沿いを重点的に危険なブロック塀等の所有者に対して注意喚起を実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進し、あわせて安全な工法を普及・促進します。
- 倒壊する危険性のあるブロック塀等を撤去される工事費用の一部を町から補助する「道路等に面するブロック塀等の撤去費用補助事業」を継続的に実施していきます。

■地震ハザードマップの作成及び公表

- 地震ハザードマップの公表を通じて、地域において発生のおそれがある想定地震における建物被害等の可能性を伝え、防災意識の向上や住宅等の耐震化の推進を図ります。

■相談体制の整備及び情報提供の充実

- 現在行っている窓口業務に加え、住民や建物の所有者等からの相談体制の整備、広報誌やホームページ等を通じた情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）に関する事業等の充実を図ります。

■パンフレットの配布、セミナー・講習会等の開催

- 耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを、住宅・建築物所有者等に配布することにより、耐震化に関する情報提供及び普及・啓発を図ります。
- 広報誌やホームページ等を活用し、広く町民に対し制度の説明などを行い、耐震化の普及・啓発を図ります。

■リフォームにあわせた耐震改修の誘導と建替えの促進

- リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携を推進します。
- 旧耐震の基準で建築された住宅を中心に老朽化が進んでいるものに対しては個別の建替えを促進する啓発活動の実施など効果的な取り組みを推進します。

三郷町　環境整備部　都市建設課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西１丁目１番１号

TEL：0745-43-7326　FAX：0745-73-6334　e-mail：toshikensetu@town.sango.lg.jp